

みやぎ型管理運営方式と宮城県民間資金等活用事業検討委員会の  
今後のスケジュールについて

【みやぎ型管理運営方式と宮城県民間資金等活用事業検討委員会の今後のスケジュール】

令和元年度						令和2年度				
令和元年度 第3回 PFI 検討委員会	令和元年度 第4回 PFI 検討委員会	令和元年度 第5回 PFI 検討委員会	特定事業 選定答申	特定事業 の選定・公表	募集要項等 公表・募集開始	第一次審査 競争的対話 第二次審査	民間事業者 選定答申	優先交渉権者 の選定・基本 協定の締結	運営権設定 提案・議決	事業開始
R1. 12. 25	R2. 1. 15	R2. 2. 18	R2. 3 上旬	R2. 3 上旬	R2. 3 中旬	R2. 5～ R3. 3	R3. 3	R3. 3	R3. 6 又は R3. 9 議会	R4. 4



【今後の検討項目】

	特定事業 選定	要求 水準書	モニタリング 基本計画書	募集要項	優先交渉権 者選定基準	基本協定書	実施契約書
R1 第3回 (12月)	素案	素案	素案	基本的 考え方	基本的 考え方		
R1 第4回 (1月)	案	案	案	素案	素案	素案	素案
R1 第5回 (2月)	案	案	案	案	案	案	案

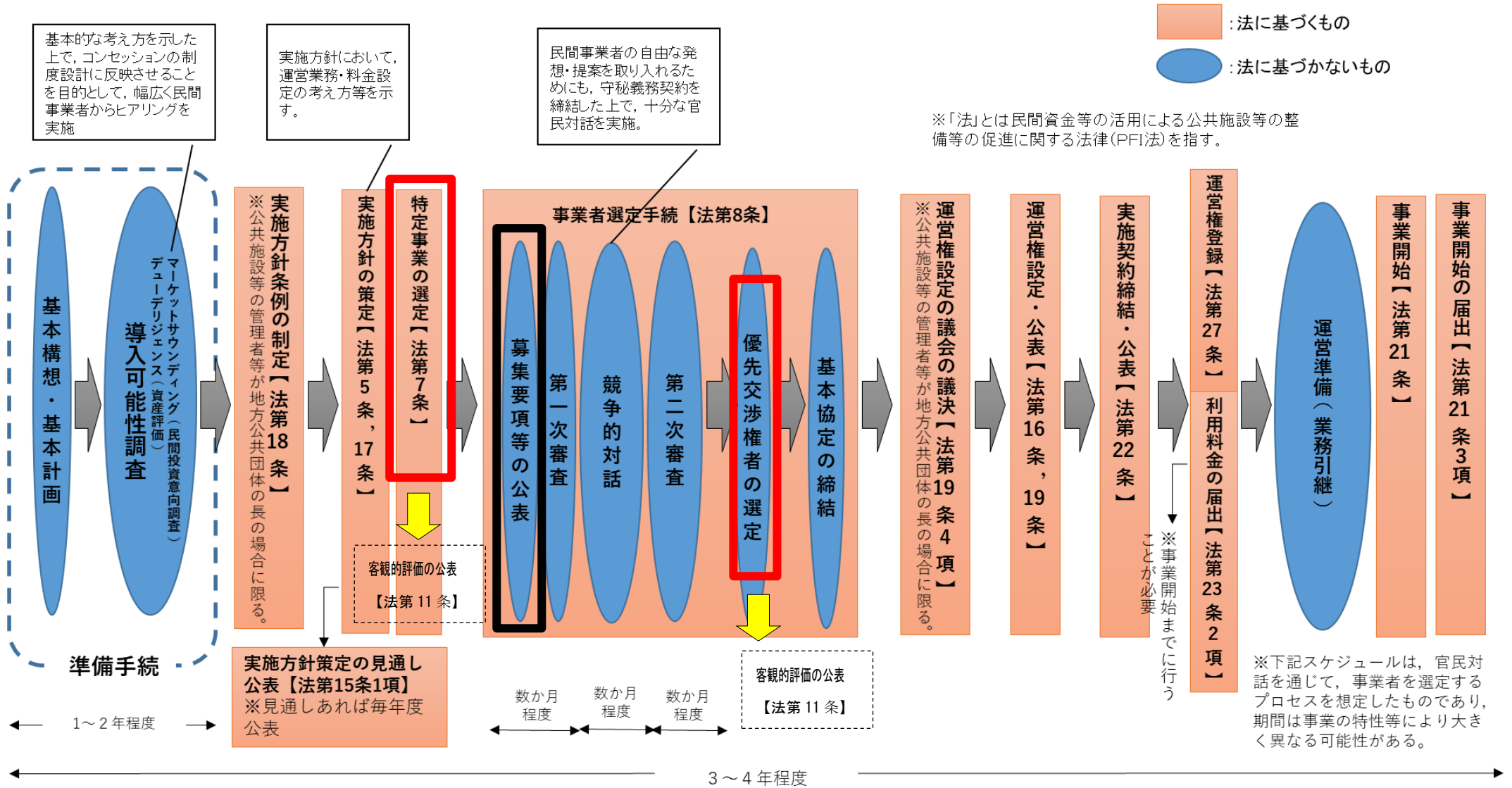
※募集要項等公表時の書類

【みやぎ型管理運営方式事業開始までの委員会開催予定等】

	H30 年度 (1回の開催のみ)	R1 年度 (5回程度の開催予定)	R2 年度 (4回程度の開催予定)
審議内容等	概要説明	主に、実施方針・要求水準書・ 特定事業の選定・募集要項等に 関すること	主に、事業者選定に 関すること

- 現在のところ、本委員会は、合計で最大10回程度の会議を予定。  
(平成30年度に1回開催。令和元年度は5回程度、令和2年度は4回程度の想定。主な審議事項は表の審議内容等のとおり。)
- みやぎ型管理運営方式の事業開始(令和4年4月)に向けて、令和元年度11月に実施方針の策定について、令和元年度中を目途に特定事業の選定について、令和2年度中を目途に民間事業者の選定について、委員会として答申を出す予定。

# 【参考\_コンセッション事業開始までの主な手続き】



基本的な考え方を示した上で、コンセッションの制度設計に反映させることを目的として、幅広く民間事業者からヒアリングを実施

実施方針において、運営業務・料金設定の考え方を示す。

民間事業者の自由な発想・提案を取り入れるためにも、守秘義務契約を締結した上で、十分な官民対話を実施。

□ : 法に基づくもの

○ : 法に基づかないもの

※「法」とは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)を指す。

※下記スケジュールは、官民対話を通じて、事業者を選定するプロセスを想定したものであり、期間は事業の特性等により大きく異なる可能性がある。

(参考) 宮城県PPP・PFI活用ガイドライン(平成31年3月策定)

【事業開始までの主な法的手続き】

項目	内容
特定事業の選定 【法第7条】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P F I 法に基づき事業を実施する場合には、法第7条に基づき特定事業として選定・評価結果の公表を行う必要がある。</li> <li>・ P F I 法においては評価の具体的方法は示されていないが、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（P F I 基本方針）」二2に以下のとおり定められている。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定事業の選定に当たっては、P F I 事業として実施することにより、公共施設等の整備等が効率的かつ効果的に実施できることを基準とすること。                   <p style="margin-left: 40px;">これを具体的に判断するに当たっては、民間事業者に委ねることにより、公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待することができること又は公的財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの水準の向上を期待することができること等を選定の基準とすること。</p> </li> <li>(2) 公的財政負担の見込額の算定に当たっては、財政上の支援に関する支出、民間事業者からの税収その他の収入等が現実に見込まれる場合は適切な調整を行って、将来の費用と見込まれる公的財産負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することより評価すること。</li> </ol> </li> </ul>
事業者選定 手続 【法第8条】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、特定事業を選定をしたときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定する。</li> <li>・ 民間事業者の公募に当たっては、総合評価一般競争入札又は公募型プロポーザル方式により実施される。P F I 法においては具体的に作成する書類等は定められていないが、いずれの方式を採用する場合であっても、以下の書類を公表し民間事業者に対して事業の概要、選定プロセス、求める公共サービスの水準、客観的な評価基準、リスクの分担等を明示することが必要となる。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①入札説明書(募集要項)</li> <li>②要求水準書</li> <li>③落札者決定基準(事業者選定基準)</li> <li>④様式集</li> <li>⑤基本協定書(案)</li> <li>⑥事業契約書(案)</li> </ol> </li> </ul>
客観的評価の 公表 【法第11条】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、特定事業の選定及び民間事業者の選定を行うにあたっては、客観的な評価を行い、その結果を公表しなければならない。</li> <li>【特定事業の選定】               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定事業の選定を行ったときは、その判断結果を、評価の内容と併せ、速やかに公表する。</li> <li>・ 公的財政負担の見込額も、原則として公表するが、公的財政負担の見込額を公表することにより、その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがある場合等は、公的財政負担の縮減の額又は割合の見込みのみを示すことも可能である。</li> </ul> </li> <li>【民間事業者の選定】               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札書等の提出された書類により、民間資金等活用事業検討委員会が落札者決定基準に基づく評価得点を積算して選定した民間事業者を、県が落札者として選定し、速やかに公表する。(あくまでも民間事業者の選定に対する意思決定の責任、説明責任は県にある。)</li> <li>・ 公表に当たっては、評価の結果、評価基準及び選定の方法に応じた選定過程の透明性を確保するために必要な資料をあわせて公表する。</li> <li>・ 当該事業に関する透明性の確保等のため、民間事業者の選定後、選定事業者の事業計画に基づく公的財政負担の縮減の見込額等についても公表することが適当である。</li> </ul> </li> </ul>

項目	内容
基本協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者が選定されると、県と民間事業者との間で基本協定書を締結する。</li> <li>・基本協定では、事業契約締結に向けての双方の義務等について必要な事項を規定する。落札者がSPCを設立する場合には、その設立期限や出資条件などについても定められる。</li> </ul>
運営権設定の議会の議決【法第19条第4項】（コンセッション方式のみ該当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者が選定されると、県は民間事業者に運営権を設定する。</li> <li>・運営権設定は、次の①～③の法定事項を明らかにして行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①公共施設等の名称、立地並びに規模及び配置</li> <li>②運営権に関する公共施設等の運営等の内容</li> <li>③運営権の存続期間</li> </ul> </li> <li>・運営権設定には、議会の議決を必要とする</li> </ul>
実施契約締結・公表【法第22条】（コンセッション方式のみ該当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者によって設立されたPFI事業者は、県との間で<b>事業契約書</b>（コンセッション方式の場合は、<b>実施契約書</b>）を締結する。なお、<b>事業契約書</b>締結の際は、金額に応じて議会の議決を必要とする。</li> <li>・<b>実施契約書</b>（コンセッション方式の場合）に記載される内容は法定されており、次の①～⑥の法定事項が記載される。（PFI法第22条、PFI法施行規則第5条） <ul style="list-style-type: none"> <li>①公共施設等の運営等の方法</li> <li>②運営事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項</li> <li>③公共施設等の利用に関する約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法</li> <li>④費用を徴収する場合には、徴収内容、その金額、その金額の決定方法</li> <li>⑤契約終了時の措置に関する事項</li> <li>⑥実施契約の変更に関する事項</li> </ul> </li> <li>・なお、新施設へ運営権を設定する場合、<b>事業契約</b>の締結時において議決を要するが、<b>実施契約</b>締結時には議決不要となる。また、<b>事業契約</b>締結時に係る議決は、運営権設定（法第19条）に係る議決と同時に行うことが可能である。</li> </ul>